

消費者庁設置法案のポイント

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置する。

(1) 消費者庁の設置

内閣府の外局として、消費者庁を設置し、その長は、消費者庁長官（以下「長官」という。）とする。

(2) 任務

消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

(3) 所掌事務

消費者庁は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- ウ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- エ 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること。

<取引関係>

- オ 宅地建物取引業法の規定による宅地建物取引業者の相手方等（個人に限る。）の利益の保護に関すること。
- カ 旅行業法の規定による旅行者の利益の保護に関すること。
- キ 割賦販売法の規定による購入者等の利益の保護に関すること。
- ク 特定商取引に関する法律の規定による購入者等の利益の保護に関すること。
- ケ 貸金業法の規定による個人である資金需要者等の利益の保護に関すること。
- コ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定による預託者の利益の保護に関すること。
- サ 特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。

<安全関係>

- シ 消費生活用製品安全法の規定による重大製品事故の報告等に関すること。
- ス 食品安全基本法に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整に関すること。

<景品表示法>

- セ 不当景品類及び不当表示防止法に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。

<表示関係>

- ソ 食品衛生法に規定する食品、添加物等の表示についての基準に関すること。
- タ 食品衛生法に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた食品、添加物等の取締りに関すること。
- チ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。
- ツ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する日本住宅性能表示基準（個人である住宅購入者等の利益の保護に係る部分に限る。）に関すること。
- テ 家庭用品品質表示法に規定する家庭用品の品質の表示の標準となるべき事項に関すること。
- ト 健康増進法に規定する特別用途表示、栄養表示基準及び食品として販売に供する物に関する表示に関すること。

<その他>

- ナ 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- ニ 公益通報者の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- ヌ 個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。
- ネ 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。
- ノ 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- ハ 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- ヒ 以上のほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消費者庁に属させられた事務

(4) 消費者政策委員会

<事務>

消費者庁に消費者政策委員会を置き、以下の事務をつかさどる。

ア 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議すること。

イ アの重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。

ウ 消費者基本法、消費者安全法、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、食品安全基本法、国民生活安定緊急措置法及び個人情報の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

<組織>

委員会の組織に関し、以下のとおり規定する。

エ 委員会は、委員十五人以内で組織する。

オ 委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

カ 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこと。

上記のほか、委員会に関し必要な事項を定める。

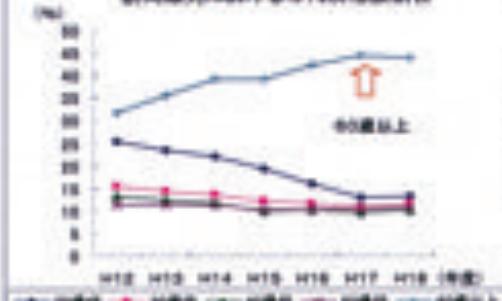
(5) 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

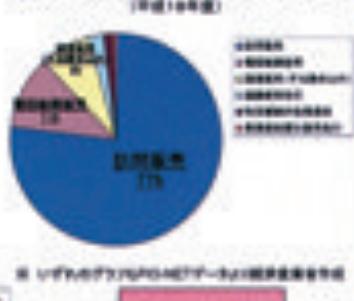
特定商取引法及び割賦販売法の一部を改正する法律の概要

参考 4

訪問販売における年代別年齢割合



年齢別訪問販売者による年齢別年齢割合



該当事例

・被り暮らしで年金生活の母が訪問販売を受け、高額などを1千万円以上を買わされていた。複数の販賣会社から心臓病を受け、介護も度々起きている。母は判断力が低下しており、買った商品もほとんどが未開封であった。

・判断力が低下した高齢者の姑が複数の業者から相続約6千万円のリフォーム工事を訪問販売で売りつけられた。最終的に販賣会社が被る者の自宅を強制にかけた。

改正

規制の抜け穴の解消

- 別法で消費者被害の是正等ができるものを除き、原則すべての商品・役務を扱う取引(訪問販売、電話販売、通信販売)を規制対象に。【改正特商法第2条】[改正特商法第2条]
- その上で、クーリングオフに応じない商品・役務(例:生鮮食料品、葬儀)等は、該当規制から除外。【改正特商法第36条】[改正特商法第35条の3の6-6]
- 取扱の定期を定めし、2ヶ月以上後の1回払い、2回払いも規制対象に(現行は3回払い以上)。【改正特商法第2条】

訪問販売規制の強化

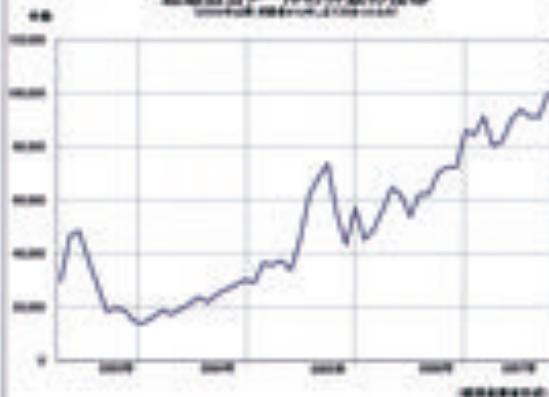
- 訪問販売業者に当該契約を締結しない旨の意思を示した消費者に対しては、契約の締結をすることを禁止。【改正特商法第3条の2】
- 訪問販売によって通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合、契約後1年間は契約の解除等が可能に(消費者にその契約を結ぶ特別の事情があったときは例外)。【改正特商法第3条の2】

クレジット規制の強化

- 個別クレジットを行う事業者を登録の対象とし、行政による監督権限を導入。【改正特商法第35条の3の23等】
- 個別クレジット業者に訪問販売等を行う加盟店の行為について調査することを義務づけ、不適切な勧説があれば、消費者へ与信することを禁止。【改正特商法第35条の3の5-7】
- 訪問販売等による売買契約が虚偽説明等により取り消される場合や、過量販売で拒否される場合、個別クレジット契約も解約し、消費者が既に支払ったお金の返還も請求可能に。【改正特商法第36条の3の12-16】
- クレジット業者に対し、指定信用情報機関を利用した実質取扱額を義務づけるとともに、実質能力を超える与信を禁止。【改正特商法第30条の2、第30条の2の2、第35条の3の3-4】

インターネット通信販売などの新分野

迷惑広告メールの発生の推移



迷惑販売における迷惑メールの内容

登録内容	件数	種類
追加登録	812	26件
新規登録	166	17件
複数登録(メール)	194	12件
商品の返品・返送	221	11件
その他	703	26件

改正

該当事例

- ・インターネット通販で購入した商品が広告画像とあまりに違う上、商品ができないとの表示もなかったので、商品を申し出たが、まったく取り合ってくれない。
- ・これ以上メールを送信しないようにと返信すると、他の事業者を含めてより多くの迷惑広告メールが到着。
- ・クレジット会社の業務委託先の従業員がカード番号・有効期限の情報を16万件を第三者に漏洩し、インターネット取引で600万円超の不正利用が発生。

インターネット取引等の規制強化



- 商品の写真・条件を広告に表示していない場合は、8日間、送付消費者負担で返品(契約の解約)が可能に。【改正特商法第10条等】[改正特商法第48条等]
- 消費者があらかじめ承諾しない限り、迷惑広告メールの送信を禁止。【改正特商法第12条の3等】
- 個人情報保護法でからされていないカード情報の漏洩や不正入手をした者を刑事罰の対象に。【改正特商法第49条の3】

その他

罰則の強化

- 違反事業者に対する罰則を強化【改正特商法第10条等】[改正特商法第48条等]
- (不実の告知、重要事項不告知 → 罰金2年を3年に引き上げ)等。

自主規制の強化



- クレジット取引の自主規制等を行う団体を認定する制度を導入。【改正特商法第35条の18等】
- 訪問販売協会(既存制度)による自主規制の強化。【改正特商法第17条の2等】

特定消費者行動と悪質商法が
一部改正されます。

訪問販売、
電話勧説販売、
通信販売、
過度な分割払い

解決できます! 悪質商法の こんなトラブル

去年何台のテレビが
購入されています

あなたも教えてあげて

みんなで
悪質商法を
規制しよう

解決する! 惡質商法のトラブル!

いらない商品なのに、勧説がしつこい

悪質商法特徴行動を説かれたり、高利貸詐欺だったり、
しつこい勧説に困っているかもしれません。



◎ここがポイント

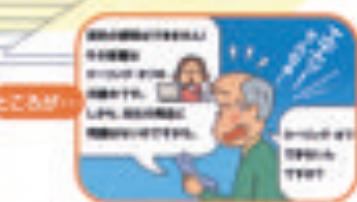
悪質な商法は、一度手の届かない人を巻き込むから、同じ商品を複数回購入することは、規制、禁止されています。

しつこい勧説がはじまると、他のトラブルが起きる場合、お近くの消費者庁センターへ相談にしてください。

解決する! 惡質商法のトラブル②

クーリング・オフを断られる

悪質商法に引っかかる、クーリング・オフをしはじめたら
「その商品は買物です」などと言われていませんか?



◎ここがポイント

悪質な商法に引っかかる商品は「買物」ではなく、「お年寄りの高利貸 特徴行動」です。そのため、高利貸や個人との取引や営業行為は、販売業者でクーリング・オフできません。また、販売アドバイスを規制する法律があります。

しかも年齢の確認方法、お年寄りの高利貸 特徴行動を察知、直訴手口での勧説と規制が有効となることになります。なお、高利貸業者による「高利貸 特徴行動」や「お年寄りの高利貸 特徴行動」は、年寄りの高利貸業者による「お年寄りの高利貸 特徴行動」として規制されています。

解決する! 惡質商法のトラブル③

よくわからないまま、大量の不要品を買ってしまった

ひとり寂寥の高齢者の中高齢者が、
大量的の不要品を買ってしまったことがあります。



◎ここがポイント

悪質な商法によって、消費者がやけに大量的の商品を購入させられていました場合、商品を返す方法になります。中高齢の方のための問題ですが、お年寄りの高利貸 特徴行動によるものと規制されています。

説明の異なる高額商品をクレジットで買ってしまった

高齢者などから詐欺師に「カードでなく私入るから」と言われ、お預けへせ貰入れ。すでに支払いが済んでいたとして商品等の返却がされない状況を引き受けられ。



ここがポイント

詐欺師は高齢者などから高額な商品の購入に説き付ける場合、その商品の内容を説いてから金額を提示して、すでに払ったお金の返却も諂ひで口にことなげます。詳しくは、おぼつかない商品を購入しないでください。

支払いに不安があるのに、クレジット契約させられた

年金陷入したから安心、と思っていました
困窮の状況で契約させられていました



ここがポイント

クレジットの会員登録料、銀行振替費用等の料金を請求され、支払い後も返却されません。クレジットの契約について不安を感じた場合は、おぼつかない商品を購入しないでください。

通信販売で注文したが、商品のイメージが違う

インターネットを経て商品を買ったものの、届いたルイボスが違っていた。
届けられたのは、風味が控えめな紅茶でした。



ここがポイント

詐欺師は商品を手渡さない場合、注文する購入した商品の写真や説明が違う場合が多いです。一方で、詐欺師が複数の商品をまとめて注文することもあります。なぜ、詐欺師は複数の商品をまとめて注文するのでしょうか?

大量の電子メール広告が送られてくる

大量的電子メールが届いて迷惑していませんか?
メールをブロックしても、翌日また同じ種類の迷惑メールが届くことがあります。



ここがポイント

あなたがお手頃な料金で毎月お手頃な料金でお手頃な料金で、電子メール広告の迷惑を免れたいとおもですか? おぼつかない商品を購入しないでください。
<http://www.oja-trouble.jp/search/marketingmail/index.html>

第2章 第2回 ハラウド

自分のクレジット情報が悪用されそうで不安

インターをドライブで通じて、車内に運んでくるアーリントンホールの音源を追跡する



第1章

騙されない賢い消費者になろう。
No!トラブルのための情報サイト、
それが「消費者生活安心ガイド」です。

它们们会一直在地上爬来爬去，寻找一些小虫子吃，它们们会从地面上爬到树上吃掉一些长虫。



お年寄りの被害が増えています

得二市，必當破之。吾聞秦軍之氣，皆為必亡。

同时以君子自居的他，自己也觉得今年中秋月特别地皎洁，特别地亮。君子从一念而生出的快乐，是比一般人所生出的快乐更深刻，更持久。

同时，组织部门还组织对各公司领导班子和领导干部进行集中学习教育。

甘南藏族自治州碌曲县郎木寺镇小学是叶竹青的第一所“希望小学”。

知っている人が増えれば
消費者も減ってくる

ひとりで悩まないで！
あきらめないで！

第一阶段：在设计初期阶段，通过头脑风暴和小组讨论。

00000000000000000000000000000000	00000000000000000000000000000000
00000000000000000000000000000000	00000000000000000000000000000000
00000000000000000000000000000000	00000000000000000000000000000000
00000000000000000000000000000000	00000000000000000000000000000000
00000000000000000000000000000000	00000000000000000000000000000000